

## 別添3の1　凍結精液等の新たな供給機能の付加

### 第1　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人日本養豚協会とする。

### 第2　事業の内容

事業実施主体は、貴重な遺伝資源を保存・供給するため、新たに凍結精液等（凍結受精卵を含む。以下同じ。）の保存や供給を行うための次に掲げる事業を実施するものとする。

- 1　凍結精液等を製造・保管するための機器の導入
- 2　凍結精液等の作製委託

### 第3　事業の要件

- 1　凍結精液等を製造・保管するための機器の導入

事業実施主体は、購入又はリース事業者からの借受けにより第2の1の事業による機器の導入を行うこととし、当該機器を自ら管理し、又は養豚業を営む者へ貸し付けるものとする。

- 2　凍結精液等を製造・保管するための機器の取扱い

- (1) 第2の1の事業で取得した凍結精液等を製造・保管するための機器については、次のとおり取り扱うこととする。

ア　事業実施主体として補助金の收支や資産管理等の会計処理を行う。

イ　事業実施主体として取得前に管理・利用規程を設ける。

ウ　事業実施主体として養豚業を営む者に貸し付ける場合については、当該養豚業を営む者との間で貸付契約を締結する。

- (2) 事業実施主体は、第6の1により交付決定を受けた後、管理・利用規程を設け、これを速やかに理事長に提出するものとする。

- (3) 事業実施主体は、補助を受けた取組内容の金額が分かる領収書等の写し、貸付した場合の貸付契約書の写し、リース事業者から借り受けた場合のリース契約書（養豚業を営む者に貸し付ける場合は、転貸についてリース事業者との間で約定した書面を含む。）の写し及び当該機器の取得価格相当額が分かる書類を第7でいう実績報告書に添付するものとする。

- 3　第2の1の事業でリース事業者から借り受けた場合に係る補助金の返還等  
事業実施主体は、第2の1の事業でリース事業者から借り受ける機器の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間をいう。以下同じ。）内において、養豚業を営む者から

機器の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、財産処分の例による額を機構に返還するものとする。

- ア リース契約を解約又は解除したとき。
- イ 機器を借り受けた養豚業を営む者が経営を中止したとき。
- ウ 借り受けた機器が処分制限期間内に消滅又は消失したとき。
- エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- カ 変更の届出、報告等を怠ったとき。
- キ その他理事長が必要と認めるとき。

#### 4 機械等の導入の実施に係る留意事項

- (1) 第2の事業により導入する機器（以下「補助対象機械等」という。）の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、実態に即したものを選定するものとする。
- (2) 補助対象機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (3) 補助対象機械等については、その性質に応じて、メーカー等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理に努めるものとする。
- (4) 補助対象機械等は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）以上利用するものとする。
- (5) 補助対象機械等については、その性質に応じて、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償等）の加入に努めるものとする。
- (6) 補助対象機械等は、一般に市販されている製品を用いるものとし、試験研究のために製造された施設については、補助対象としないものとする。
- (7) 補助対象機械等は、原則として新品とする。ただし、事業実施主体が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械等は、その導入時において、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- (8) 既設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- (9) 機器の導入に伴う用地の買収若しくは造成に要する経費、既設の撤去に要する経費、保険料、補助対象機械等以外の賃借に要する経費又は補償費

は補助の対象外とするものとする。

#### 5 凍結精液等の作製委託に係る補助の範囲

第2の2の事業による凍結精液等の作製委託について、輸送費は補助の範囲から除くものとする。

#### 6 事業名等の表示

補助対象機械等には、本事業の名称、事業実施年度及び事業実施主体名の名称等を表示するものとする。

#### 7 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、第2の事業の実施に当たっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業に参加する生産者（事業実施主体から機器の貸付を受けるなどして事業に参加する者をいう。以下同じ。）へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

#### 8 みどりの食料システム戦略

事業実施主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、事業に参加する生産者にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

### 第4 事業の実施

#### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体が第2の1の事業でリース事業者から借り受けようとする場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 都道府県への報告

事業実施主体は、第6の1及び2並びに第7により申請書等を理事長に提出した後、事業に参加する生産者の所在地の都道府県知事にその写しを送付するものとする。

### 第5 機構の補助

1 機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないも

のとする。

- (1) 国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
- (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、第2の事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、

事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第8 運営状況の報告

- 1 第2の1の事業により機器の貸付を受けた養豚業を営む者は、補助対象機械等（取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）が50万円未満の機械及び器具を除く。）に係る運営状況の報告書を、導入が完了した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、事業実施主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、提出された運営状況の報告書を取りまとめの上、自らが管理利用する補助対象機械等と合わせて、別紙様式第5号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）に係る運営状況報告書を作成し、毎年6月30日までに理事長に提出するものとする。

## 第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。  
ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならぬ。

い。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第10 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

## 第11 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底、事業実施主体及び事業に参加する生産者に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第12 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

### 2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業の実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第13 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、第4の1の規定による事業実施要領の承認申請、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の

(2) の規定による概算払請求、第7の規定による実績報告、第8の2の規定による運営状況報告及び第9の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができるものとする。
- 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表 補助対象経費の内容及び補助率

事業の種類	補 助 対 象 経 費	補 助 率
凍結精液等の新たな供給機能の付加	<p>1 事業実施主体が実施する凍結精液等を製造・保管するための機器の導入に要する経費</p> <p>2 事業実施主体が実施する凍結精液等の作製委託に要する経費（輸送費を除く。）</p> <p>3 事業の円滑な推進を図るための現地指導等に要する経費</p>	<p>2分の1以内 ただし、リース事業者から借り受ける場合にあっては、リース料のうち、機器の取得価格相当額の2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年度において養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）を下記のとおり実施したいので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の1の第6の1の規定に基づき、  
補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）実施計画」のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他	
1 凍結精液等を製造・保管するための機器の導入				
2 凍結精液等の作製委託				
3 事業の推進				
合 計				

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

### 5 添付書類

(1) 定款又は規約

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）実施計画

1 凍結精液等を製造・保管するための機器の導入

生産者名	実施時期	取組内容	補助率	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
					機構 補助金	その他	
合計 名							

注1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、詳細かつ具体的に記述すること。

- 2 凍結精液等を製造・保管するための機器の導入の内容が分かる書類を添付すること。
- 3 補助率は、取組内容に対応した補助率を記載すること。
- 4 機器をリース事業者から借り受ける場合は、取組内容にその旨記載すること。
- 5 実績報告書の提出時には、補助を受けた取組内容の金額が分かる領収書等の写し、貸付した場合の貸付契約書の写し、リース事業者から借り受けた場合のリース契約書（養豚業を営む者に貸し付ける場合は、転貸についてリース事業者との間で約定した書面を含む。）の写し及び当該機器の取得価格相当額が分かる書類を添付すること。

## 2 凍結精液等の作製委託

生産者 名	品種	種類	本数 (本)	補助率	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
						機構 補助金	その他	
合計 名								

- 注 1 生産者、豚の品種、種類（凍結精液、凍結受精卵等）ごとに記載すること。  
 2 補助率は、取組内容に対応した補助率を記載すること。  
 3 実績報告書の提出時には、凍結精液等の作製に要した金額が分かる領収書等の写しを添付すること。

## 3 事業の推進

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基 礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

注 会議等の開催に当たっては、開催回数、開催時期、開催場所、構成及び人数、会議の内容について明記すること。

## 4 家畜共済への積極的な加入促進

時期	取組内容	備考

別紙様式第2号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の1の第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）実施計画（変更）」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）について、下記により金 円を概算払により支払われたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の1の第6の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円、%)

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現 在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日迄予 定出来 高 (④ +⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円

合計									

注 1 それぞれの事業項目ごとに記載すること。

2 交付決定額を限度として概算払ができるものとし、「事業費出来高」及び「令和 年 月 日までの予定出来高」欄を記入の上、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

## 2 振込先

金融機関名等	銀行	支店
預金種類	普通預金・当座預金	
口座番号		
口座名義（フリガナ）		

別紙様式第4号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）について、下記のとおり実施したので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の1の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額金 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1 1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3は、計画と実績が容易に比較対照できるよう2段書し、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店

預金種類 普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第5号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）に係る運営状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年度における養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）により導入した機器の運営状況について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の1の第8の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）に係る運営状況」のとおり

該当項目の□内にチェックを入れること  
凍結精液等を製造・保管するための機器の導入

別紙様式第5号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）運営状況  
(令和 年度導入、令和 年 月 日現在)

○凍結精液等を製造・保管するための機器の導入

生産者名：

所在地：

機器の内容：

機器の設置場所：

年次 区分		第1年度 (令和 年 度)	第2年度 (令和 年 度)		第5年度 (令和 年 度)	備考
	計画 実績					
	計画 実績					
	計画 実績					
	計画 実績					
	計画 実績					
	計画 実績					
	計画 実績					

注1 本表については、その機器の用途に応じて「区分」欄に利用状況を表す項目を記載すること。また、利用状況が分かる写真を添付すること。

- 2 備考欄には、その機器の用途に応じて主要緒元を可能な範囲で記載すること。
- 3 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

別紙様式第6号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち凍結精液等の新たな供給機能の付加）補助金について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の1の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（注）返還がある場合、記載すること）

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返戻相当額（3－2）

金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料